

アンチパテントの風潮とソフトウェア特許を考える

日本では知的財産立国化に向けてさまざまな取り組みが行われているが、ソフトウェア特許について、その是非やあり方をめぐって広範な議論が交わされている。本稿では、新しい時代に即したソフトウェア特許のあり方や、技術の永続的な発展に寄与する権利行使の仕組みづくりについて考察する。

ソフトウェア特許をめぐる2つの考え方

日本でも知的財産権を重視する考え方は定着してきていると言われるが、ソフトウェアについてはやや事情が異なっている。ソフトウェア特許に対して、異なった2つの意見が聞かれるのである。

ひとつは、特許審査が厳しすぎて実質的に正当な権利保護が実現していない、というものである。ソフトウェア特許が認められるためにはハードウェアとの協働を前提としなくてはならず、アルゴリズムに特色のあるソフトウェア技術が特許として十分に保護されていないというのである。実際には、ビジネスモデル特許が数%しか登録されていないのであるから、この意見にも一理ある。

逆に、行き過ぎた権利保護が技術の発展を阻害しているという意見も主張されている。この見方によれば、ソフトウェア特許の保護は現状ですら広範に過ぎると映るであろう。ボランティア的な精神で開発・普及に貢献している人々からすれば、特許は邪魔な存在であるに違いない。「こんなものに対して権利が与えられるのはおかしい」という批判はよく聞かれるところである。こうした意見は最

近になって出てきたものではないが、オープンソースソフトウェアが発展してくるにつれ、その声はにわかにならなくなってきている。実際、オープンソース陣営から技術の囲いこみとの批判を受けたソフトウェア企業が、特許開放（自由利用）を認める例も出てきているのである。

摩擦を生む権利行使

一般に技術革新が著しいソフトウェアは、その技術に対する評価も急速に変化する。特許を受けた時点では革新的な技術であっても、すぐに陳腐化していき、権利行使するときには普通の技術となっていることも少なくない。

しかも、急速に利用が拡大するソフトウェアは、権利者の知らないうちに特許技術が広く使われているという事態も生じる。そのため、こうして使われている技術をパブリックドメインソフトウェア（著作権が放棄されているソフトウェア）であると信じて利用する者がさらに増えても致し方ない面がある。

この段階になって権利行使することも、もちろん法律的に何ら問題はないが、権利行使を受けた側の素直な感情からすれば、「なぜ



これが特許なのか？」「なぜ自分だけが標的になるのか？」という釈然としない気持ちが残るのも無理はない。ソフトウェアはさまざまな関係者に影響を与えるがゆえに、納得性に乏しい権利行使は「ソフトウェアの発展を阻害する」というアンチパテント感情をより強くしていくことになりかねない。権利者は、権利行使のあり方をより慎重に検討すべきであろう。

新しい権利行使のあり方への模索

各業界ではこれまで、その業界の特性に応じて、円滑な権利活用や紛争防止のメカニズムを作ってきた。たとえば、標準化の要請が強かった家電業界などが、保有する技術を相互に供出するクロスライセンスやパテントプールという枠組みを編み出してきたのはその好例である。アンチパテントの風潮は、情報サービス業界においても、そうした円滑な権利行使の枠組みに向けて知恵を出していくことが必要になっていることを示しているように思える。

その中心となる考え方は、容易なライセンス条件ではないだろうか。ソフトウェア特許の対価は、利用促進を前提とした相応の水準に抑えるべきであろう。また、他社も広く使っている技術に対する対価要求は、さらにもう一段の低廉化が求められても仕方あるまい。それがこの業界の特性とマッチするように思うのである。

権利者側からは、こうした考え方は特許という権利の価値を減ずる、という批判もあろう。苦勞して得た権利が低廉な対価でライセンス供与させられるのは納得できないというのである。しかし実際には、権利者が知らない間にその特許技術が利用されていることが意外に多いのではないだろうか。加えて、権利者が相手側の侵害を立証するには相当な苦勞があるはずである。そして、権利行使を受けた側は、相手側の権利の無効を主張するために膨大な資料を用意して応戦するであろう。しかも、双方の空しいエネルギー消費の末にようやくわずかばかりのライセンス料金が決まるという構図は、けっして建設的であるとは言えないであろう。

産業界主導での問題解決を

知的財産権に関する議論は、これまで法律家を中心に行われてきた。個々の権利行使を議論するのが法律論であるとするならば、いま必要なのは、全体的な取引ルールを作り、業界の慣行を確立することである。したがって、これからは産業界が中心となって新たな枠組みづくりを目指すべきである。

懐疑的な法律論者は、それでも紛争が起ると懸念するかもしれない。しかし、最初から完全な権利行使のメカニズムを目指す必要はない。ソフトウェアという世界に合った知的財産の保護と、その円滑な利用促進に向けて、まずは試行錯誤を始めることが重要である。■